

## 沖縄県 LP ガス価格高騰対策補助金交付要綱

令和 5 年 7 月 25 日商産第 557 号  
改正 令和 5 年 12 月 8 日商産第 1119 号  
改正 令和 6 年 3 月 25 日商産第 1569 号  
改正 令和 7 年 3 月 31 日商産第 1502 号  
改正 令和 7 年 7 月 31 日商産第 676 号  
改正 令和 8 年 2 月 12 日商産第 1452 号

### (通則)

第 1 条 沖縄県 LP ガス価格高騰対策補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和 5 年 11 月 29 日府地創第 327 号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第 2 条 この補助金は、物価高の影響を受ける県内一般消費者等へ LP ガス使用料金の値引きを行った販売事業者に対して、その値引き原資を補助することにより、当該県内一般消費者等の負担を軽減することを目的とする。

### (定義)

第 3 条 この要綱において、「LP ガス」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液化石油ガス法」という。）第 2 条第 1 項に規定する液化石油ガスをいう。

2 この要綱において「県内一般消費者等」とは、現に県内で LP ガスを消費する者であって、第 1 号又は第 2 号に掲げるものにつき、それぞれ当該各号に定める者（以下「販売事業者」という。）と契約（第 3 号から第 5 号までに掲げるものを除く。）を締結したものをいう。

- (1) 液化石油ガス法第 2 条第 2 項に規定する一般消費者等 液化石油ガス法第 3 条第 1 項の登録を受けた者
- (2) LP ガスの消費の態様が生活の用に供する場合に類似している者 ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 3 条の登録を受けた者
- (3) 利用実態のない契約
- (4) 液化石油ガス法施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）第 16 条第 13 号ただし書の規定に基づく質量による販売契約
- (5) 国又は地方公共団体が管理している施設と締結する契約

### (補助金交付の対象及び補助率)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、別表に掲げる県内一般消費者等を対象に料金値引きを行う販売事業者とする。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助基準額は別表に掲げるとおりとする。

3 知事は、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

### (補助金の算定方法)

第 5 条 補助金の交付額は、別表に定める補助基準額により算定した額とする。ただし、算定した額に一円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、沖縄県 LP ガス価格高騰対策補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

第7条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第14条の規定に基づく実績報告、第16条第3項の規定に基づく請求については、電子情報処理組織(沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項に定める方法をいう。)により行うことができる。

(交付決定)

第8条 知事は、第6条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、第6条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 知事は、前項の通知に当たって必要な条件を付することができる。

(交付申請の取り下げ)

第9条 補助事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面(任意様式)を知事に提出しなければならない。

(事業内容変更の申請)

第10条 補助事業者は、第8条の交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ沖縄県 LP ガス価格高騰対策補助金変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があった場合は、第8条の規定を準用し、変更交付決定を行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、沖縄県 LP ガス価格高騰対策補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第 12 条 補助事業者は、規則第 10 条に基づき、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面（任意様式）により知事に報告しなければならない。

(立入検査)

第 13 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者若しくは、補助事業者であった者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の書類を検査させ、若しくは関係者に質問させる事ができる。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の末日のいずれか早い日までに、沖縄県 LP ガス価格高騰対策補助金実績報告書（様式第 4 号）に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容（第 10 条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して 20 日以内とし、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じた年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払い)

第 16 条 知事は、補助事業者から適正な請求書を受領した日から 30 日以内に補助金を支払うものとする。

2 知事は、必要と認める場合は、補助金の交付決定の後に、交付決定額の半額を上限に、補助金を概算払いできるものとする。

3 補助事業者は、前 2 項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、沖縄県 LP ガス価格高騰対策補助金請求書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第 17 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額があった場合には、速やかに知事に消費税等仕入控除税額報告書（様式第 6 号）を提出しなければならない。なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(交付決定の取消し等)

第 18 条 知事は、第 11 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部

を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助事業者が、法令、規則及び本要綱、又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
  - (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - (5) 補助事業者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である場合
  - (6) 補助事業者が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合
  - (7) 補助事業者が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
  - (8) 補助事業者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている場合
  - (9) 補助事業者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合(第18条第1項第4号に該当することによる返還を除く。)には、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15条第3項の規定を準用する。
- 5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 第1項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

#### (補助金の経理)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

#### (その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月25日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年6月30日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

#### 附 則

- 1 この改正は、令和5年12月8日から施行する。

#### 附 則

- 1 この改正は、令和6年3月31日から施行する。

#### 附 則

- 1 この改正は、令和7年3月31日から施行する。

#### 附 則

- 1 この改正は、令和7年7月31日から施行する。

#### 附 則

- 1 この改正は、令和8年2月12日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

補助事業者	補助対象経費	補助基準額
<p>沖縄県内のLPガス販売事業者</p>	<p>県内一般消費者等に対して、令和5年4月から9月までの期間について、令和5年10月請求分からLPガス料金の値引きを行う販売事業者の値引き原資を対象とする。</p>	<p>1 支援月数 本事業に基づき料金値引きを行う月数。</p> <p>2 支援単価 1月あたり300円</p> <p>3 支援額 1の支援月数に2の支援単価を乗じた額</p> <p>ただし、各県内消費者等につき対象期間の月別値引き額の合計が、支援単価300円に6か月を乗じた1,800円を下回った場合は、当該金額を支援額とする。</p>
	<p>県内一般消費者等に対して、令和5年10月から12月までの期間について、令和6年1月請求分からLPガス料金の値引きを行う販売事業者の値引き原資を対象とする。</p>	<p>1 支援月数 本事業に基づき料金値引きを行う月数。</p> <p>2 支援単価 1月あたり300円</p> <p>3 支援額 1の支援月数に2の支援単価を乗じた額 ただし、各県内消費者等につき対象期間の月別値引き額の合計が、支援単価300円に3か月を乗じた900円を下回った場合は、当該金額を支援額とする。</p>
	<p>県内一般消費者等に対して、令和6年1月から5月までの期間について、令和6年6月請求分からLPガス料金の値引きを行う販売事業者の値引き原資を対象とする。</p>	<p>1 支援月数 本事業に基づき料金値引きを行う月数</p> <p>2 支援単価 令和6年1月から4月 1月あたり300円 令和6年5月 1月あたり150円</p> <p>3 支援額 1の支援月数に2の支援単価を乗じた額 ただし、各県内消費者等につき対象期間の月別値引き額の合計が、最大支援額1,350円を下回った場合は、当該金額を支援額とする。</p>

	<p>県内一般消費者等に対して、令和7年1月から6月までの期間について、令和7年7月請求分からLPガス料金の値引きを行う販売事業者の値引き原資を対象とする。</p>	<p>1 支援月数 本事業に基づき料金値引きを行う月数。</p> <p>2 支援単価 1月あたり300円</p> <p>3 支援額 1の支援月数に2の支援単価を乗じた額 ただし、各県内消費者等につき対象期間の月別値引き額の合計が、支援単価300円に6か月を乗じた最大支援額1,800円を下回った場合は、当該金額を支援額とする。</p>
	<p>県内一般消費者等に対して、令和7年7月から9月までの期間について、令和7年10月請求分からLPガス料金の値引きを行う販売事業者の値引き原資を対象とする。</p>	<p>1 支援月数 本事業に基づき料金値引きを行う月数。</p> <p>2 支援単価 1月あたり300円</p> <p>3 支援額 1の支援月数に2の支援単価を乗じた額 ただし、各県内消費者等につき対象期間の月別値引き額の合計が、支援単価300円に3か月を乗じた最大支援額900円を下回った場合は、当該金額を支援額とする。</p>
	<p>県内一般消費者等に対して、令和8年1月から3月までの期間について、令和8年4月請求分からLPガス料金の値引きを行う販売事業者の値引き原資を対象とする。</p>	<p>1 支援月数 本事業に基づき料金値引きを行う月数。</p> <p>2 支援単価 1月あたり300円</p> <p>3 支援額 1の支援月数に2の支援単価を乗じた額 ただし、各県内消費者等につき対象期間の月別値引き額の合計が、支援単価300円に3か月を乗じた最大支援額900円を下回った場合は、当該金額を支援額とする。</p>

※ LPガス料金値引き額については、消費税及び地方消費税を除く。

※ 算定した額に一円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。